

北茨城市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



2023年（令和5年） 7月 策定

2025年（令和7年） 2月 改訂

北 茨 城 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の対象範囲	2
4 基準年度と計画期間	3
5 計画の対象とする温室効果ガス	4
6 上位計画及び関連計画との位置付け	5

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 温室効果ガスの排出状況	6
2 温室効果ガスの排出削減目標	8

第3章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針	10
2 具体的な取組内容	10

第4章 計画の進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制	16
2 点検・評価・見直し体制	18
3 進捗状況の公表	18

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、わが国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続すること、そのためにすべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

わが国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、わが国の中期目標として、2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比で26%減、特に業務その他部門においては40%減とすることが掲げられました。

北茨城市においては、2015年3月に「北茨城市環境基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、地球温暖化防止を含む環境保全に関する取組の推進を図っており、2020年7月には二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、地球温暖化防止に向けたより一層の取組推進を図ってきました。

2024年4月には、本市における地域脱炭素化の実現に向けたロードマップとして、再生可能エネルギーの利用を促進するための「北茨城市エネルギービジョン」を策定しました。

また、基本計画の計画期間が終了することから、温暖化対策への取組を更に推進する内

容を盛り込んだ、「第2次北茨城市環境基本計画」及び「北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定作業を行っております。

このような状況を踏まえ、これまで以上に、市及び市職員自らが率先して行動し、温室効果ガスの排出削減を図るとともに、持続可能な社会の形成を目指していくため、第3次北茨城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を一部改訂するものです。

2 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、北茨城市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、自ら排出する温室効果ガスの削減を図ることを目的とします。

温対法（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。 [以下省略]

3 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、本市が行う全ての事務及び事業とします。

また、対象機関は、出先機関等を含めた全ての組織・施設（消防分団の非常用の各待機自動車を除く）とします。

なお、前計画において連名で策定を行っていた、高萩・北茨城広域工業用水道企業団については、令和元年10月に、高萩市と北茨城市のごみ処理事業を含めた一部事務組合「高萩・北茨城広域事務組合」に組織改編されたため、一般廃棄物の焼却等を含め本計画の対象からは除外します。

4 基準年度と計画期間

本計画は、2013年度（平成25年度）を基準年度とし、計画期間は2023年度（令和5年度）から2030年度（令和12年度）までの8年間としています。

今般、2024年（令和6年）4月に策定した北茨城市エネルギービジョンの検討結果、及び本市の新たな脱炭素関連施策の内容を踏まえ計画の一部を改訂しました。


◀ 第3次 北茨城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） ▶

基準年度 : 2013年度（平成25年度）

計画期間 : 2023年度（令和5年度） ～ 2030年度（令和12年度）

◆ 一部改訂の経緯

2023年7月 第3次 実行計画（事務事業編）策定

- 
- 2024年4月 北茨城市エネルギービジョン策定
※2050年度地域脱炭素化の実現に向けたロードマップ
 - 2024年度 第2次北茨城市環境基本計画 改定
北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定
※2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比51%）
 - 2025年3月 北茨城市地域脱炭素重点対策加速化事業計画
◀環境省補助事業▶申請予定
※自治体新電力会社を軸とした地域の再エネ電力・経済循環
※再生可能エネルギー（太陽光発電設備）の導入促進
※再エネ導入による地域課題の解決
再エネ共生による農地耕作者の収益増
若年層の定住促進
既存住宅の性能・価値向上による利活用促進 など

2025年2月 第3次 実行計画（事務事業編）一部改訂

5 計画の対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に定められた7種類の物質のうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象となる6種類とし、三ふっ化窒素（NF₃）を除きます。

また、本市が実施する事務事業では、パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF₆）については排出が見込まれないことから、対象は二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

（表－1） 温室効果ガスの種類及びその主な発生源

温室効果ガス種類	人為的な発生源	地球温暖化係数（※）
二酸化炭素（CO ₂ ）	<ul style="list-style-type: none"> 電気の使用 燃料の使用 （暖房用灯油、自動車ガソリン等） 廃棄物の焼却 	1
メタン（CH ₄ ）	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の走行（排気ガス） 廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て 下水処理 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理 	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の走行（排気ガス） 廃棄物の焼却 麻酔薬の使用（笑気ガス） 下水処理 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理 	298
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	<ul style="list-style-type: none"> 自動車用エアコンの使用又は廃棄 HFC封入冷蔵冷凍機器等からの漏洩、機器の廃棄 	12 ～ 14,800
パーフルオロカーボン（PFC）	<ul style="list-style-type: none"> アルミニウムや半導体素子等の製造など 	7,390 ～ 17,340
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	<ul style="list-style-type: none"> 電気機械器具の絶縁ガスなど 	22,800
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	<ul style="list-style-type: none"> 半導体素子等の製造など 	17,200

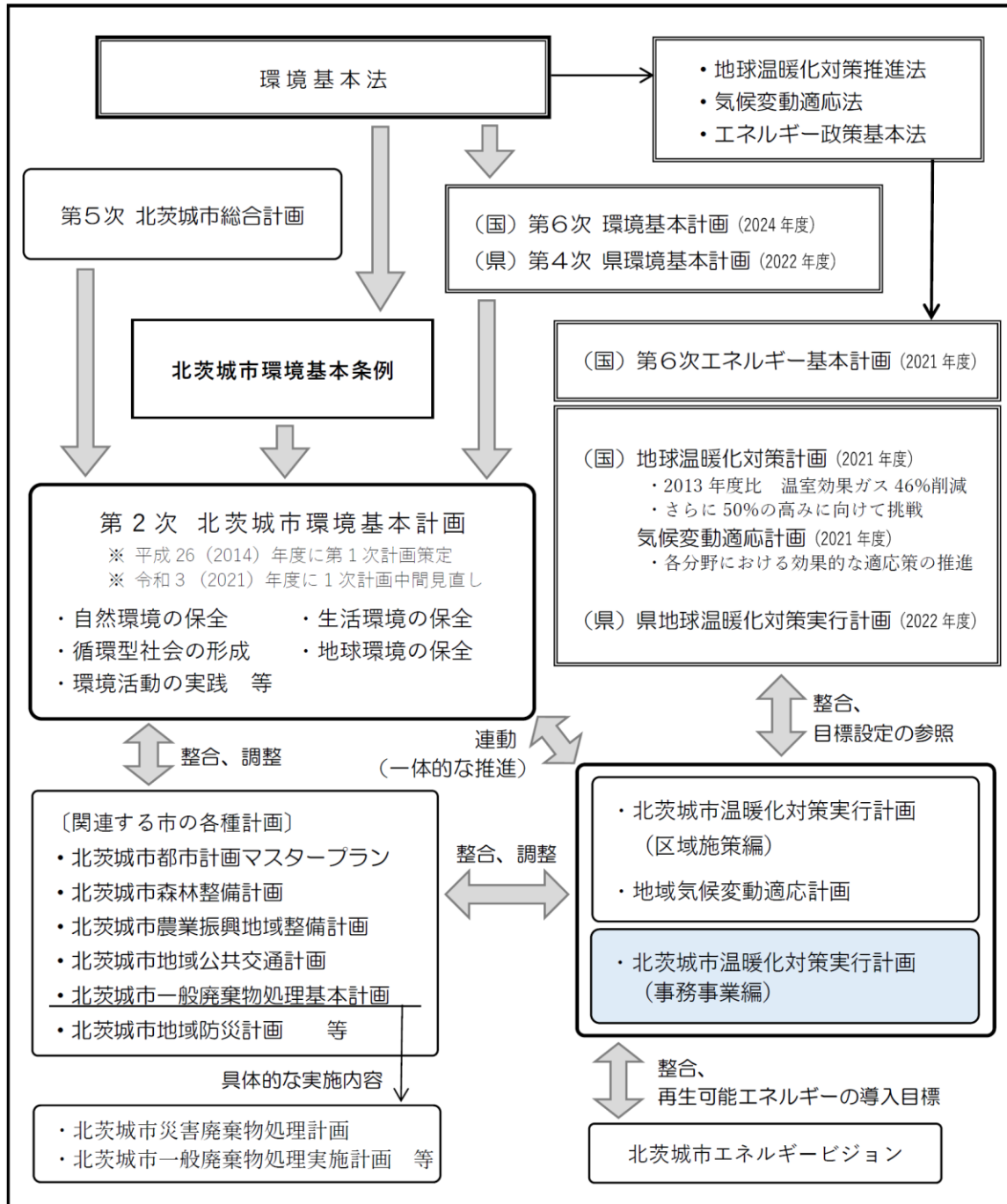
※地球温暖化係数とは

：個々の温室効果ガスの地球温暖化効果を、二酸化炭素を1として表したものの。

6 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、国の地球温暖化対策計画、第5次北茨城市総合計画、第2次北茨城市環境基本計画及び北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）などに即して策定します。

[各計画の関連体系]



第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 温室効果ガスの排出状況

本市の事務・事業で排出する温室効果ガスは、基準年度とする2013年度（平成25年度）が、二酸化炭素換算値で 14,945.9 t-CO₂、本計画策定時の2022年度（令和4年度）は10,054.3 t-CO₂、直近の2023年度（令和5年度）は 7,797.0 t-CO₂となっています。 各々の温室効果ガス種別の排出量は（表-2）のとおりです。

（表 - 2）各年度の温室効果ガス排出量及びガス種別排出割

温室効果ガス 種類	《 基準年度 》		《 計画策定時 》		《 現 状 》	
	2013年度 排出量 (t-CO ₂)	割合(%)	2022年度 排出量 (t-CO ₂)	割合(%)	2023年度 排出量 (t-CO ₂)	割合(%)
二酸化炭素 (CO ₂)	13,395.7	89.6	9,670.3	96.2	7,654.9	98.2
メタン (CH ₄)	265.1	1.8	105.2	1.0	80.8	1.0
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,283.4	8.6	276.8	2.8	59.4	0.8
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	1.7	0.0	2.0	0.0	1.9	0.0
合計	14,945.9	100	10,054.3	100	7,797.0	100
削減量（率） ※2013年度比	—	—	△4,891.6	(32.7)	△7,148.9	(47.8)

上記の表から分かるように、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は減少傾向にあり、また、温室効果ガスの中でも二酸化炭素の排出量が他の温室効果ガス排出量に比べ圧倒的に多くなっています。

よって、二酸化炭素の排出量を削減することが地球温暖化防止の最大の対策になります。 なお、2022、2023年度の主な削減要因は次頁のとおりです。

二酸化炭素等の原因別排出実態は（表－3）に示すとおり、各年度とも、電気の使用、A重油・灯油の使用に伴う排出量が大きな割合を占めています。

排出原因の多くを占める電気の使用についての対策が、排出量の削減に大きくつながることから、太陽光発電設備の導入による再エネ電力の利用促進やLED照明・高効率空調機器への転換等による省エネ化が重要な要素となります。

なお、2022年度の排出量が大きく削減された要因は、再エネ比率の高い電力契約としたこと、2023年度はごみ処理事業が北茨城市から高萩・北茨城広域事務組合に移管されたことにより一般廃棄物の焼却による排出量の削減が主な要因となります。

（表 - 3）各年度の温室効果ガス原因別排出量

発生原因	《 基準年度 》		《 計画策定時 》		《 現 状 》	
	2013年度 排出量 (t-CO ₂)	割合(%)	2022年度 排出量 (t-CO ₂)	割合(%)	2023年度 排出量 (t-CO ₂)	割合(%)
電気の使用 〔電力使用量kWh〕	5,896.0 〔15,701,052〕	39.4	2,395.3 〔15,754,742〕	23.8	6,497.8 〔14,218,294〕	83.3
A重油・灯油 の使用	1,519.5	10.2	1,161.4	11.6	801.5	10.3
ガソリン・ 軽油の使用	251.5	1.7	271.9	2.7	237.7	3.0
LPガスの使 用	206.3	1.4	164.0	1.6	118.0	1.5
下水・浄化槽 処理	1,193.8	8.0	145.3	1.5	133.3	1.7
その他	129.2	0.9	2.0	0.0	8.7	0.1
小 計	9,196.3	61.5	4,139.9	41.2	7,797.0	100
一般廃棄物の 焼却	5,749.6	38.5	5,914.4	58.8	-	0.0
合 計	14,945.9	100	10,054.3	100	7,797.0	100

※2023年度は、再エネ比率の低い電力契約のため、電気の使用に伴う排出量が増加している。

2 温室効果ガスの排出削減目標

北茨城市では、2015年3月に「北茨城市環境基本計画（計画期間：2015年度から2024年度の10年間）」を策定し、その中で「北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を定め、市域の温室効果ガス排出量の削減を推進してきました。

また、2020年7月には、2050年までに二酸化炭素排出量実施ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明、2022年3月には基本計画の中間見直しを行い、国の施策に合わせ、2013（平成25）年度を基準年度とし、2030（令和12）年度までに46%削減することを目標に掲げてきました。

今般、基本計画及び実行計画（区域施策編）の計画期間が最終年度を迎えることから各計画の改定作業を行っており、市域において脱炭素施策を推進することを盛り込み、これまでの目標からさらに進んだ2013年度比で51%削減することを目標としております。

これら脱炭素に係る重点施策は公共施設等についても実施することとしていることから、実行計画（事務事業編）においても取組内容を一部改訂し、削減目標を新たに設定します。

温室効果ガスを 2013年度比で 70% 削減します。

（表－4） 温室効果ガスの削減目標

（単位：t-CO₂）

項目	2013年度 《基準年度》	2022年度 《計画策定時》	2023年度 《現状》	2030年度 《目標年度》
温室効果ガスの 排出量	14,946	10,055	7,797	4,500
削減率	—	32.7%	47.8%	70%

なお、後述の各部門別取組にある、「2030年度までに市公共施設の電力消費に伴うCO2排出量を実質ゼロにする」取組を実施した場合、上記目標を上回る削減効果が見込まれます。

《参考》

「2030年度までに市公共施設の電力消費に伴うCO2排出量を実質ゼロ」の目標を達成した場合の削減量等

(単位 : t-CO₂)

項 目	2013年度 《基準年度》	2022年度 《計画策定時》	2023年度 《現状》	2030年度 《目標年度》
温室効果ガスの 排出量	14,946	10,055	7,797	1,300
削減率	—	32.7%	47.8%	91 %

※2030年度の排出量は約1,300 t-CO₂となるため、J-クレジット等の活用により早期の実質排出量ゼロを目指す。

また、本市は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」における「特定事業者」として、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減させることが求められていることから、温室効果ガス排出量が高い、空調設備や照明器具等の適正な運転管理を図り、エネルギーの使用の合理化に取り組んでいきます。

第3章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

本市の事務・事業に伴う温室効果ガスを削減していくためには、職員一人一人が省エネ意識を持ち、日々取り組んでいくことが必要です。

このため、前述の削減目標の達成のため、それぞれの部門において次のとおり取り組むこととします。

なお、基準年2013年度の温室効果ガス排出量の算定結果から、90%を占める二酸化炭素の排出量を削減対象の柱として推進します。

2 具体的な取組内容

国の政府実行計画では、(表-5)の取組が示されています。

(表-5) 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

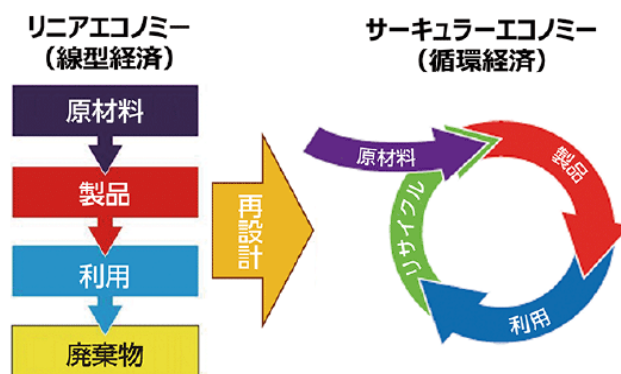
措 置	目 標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の 約50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに 新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車(EV、FCV、HV、PHEV)がない場合等を除き、 新規導入・更新 については 2022年度以降全て電動車 とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに 全て電動車 とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

【 北茨城市の取り組み 】

本市においても、政府実行計画の措置内容を推進することとし、特に「太陽光発電の最大限の導入」、「建築物の省エネ対策」及び、「再生可能エネルギー電力調達の推進」を重点的な取組（表－6）として位置付けます。

（表－6）2030年度までに実施する市の主な措置の内容とその目標

措 置	目 標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には 設置可能な建築物（敷地を含む。）の50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については、 原則ZEB Oriented相当以上 とし、2030年度までに 新築建築物の平均でZEB Ready 相当 となることを目指す。
電動車の導入	公用車を導入・更新する際には、代替可能な電動車（EV、FCV、HV、PHEV）がない場合等を除き、 原則電動車を導入する 。 また、既存車についても計画的な電動車への更新を検討する。
LED照明の導入	既存設備を含めた市全体のLED照明の導入割合を2030年度までに 60% とする。 ※水銀に関する水俣条約において、一般照明用の蛍光灯は2027年末までに製造及び輸出入が禁止される。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに市公共施設で調達する電力の 70%以上 を再生可能エネルギー電力とするとともに、J-クレジット等によるオフセットを活用し 電力消費に伴うCO2排出量を実質ゼロ とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewable（再生可能な資源への変更）を徹底し、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を総合的に推進する。



線形経済と循環経済のイメージ図

出典：環境・循環社会・生物多様性白書（令和3年版）

(1) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

また、再生可能エネルギーの地産地消及び電気料金の市内循環による地域経済効果を目的に自治体新電力会社の設立を目指します。

項 目	内 容
既存施設等への再生可能エネルギーの導入	㊦ ・ 現有施設については、構造等の施設要件や更新計画等を考慮し、設置可能な建築物等の50%以上に太陽光発電導入を推進します。 ㊦ ・ 施設で調達する電力について、自治体新電力による再生可能エネルギー電力の調達を推進します。
施設・設備の整備・更新による導入	㊦ ・ 新たに整備する施設については、原則、太陽光発電設備を設置するものとします。
電力消費に伴うCO ₂ 排出量の削減	㊦ ・ 2030年度までに市公共施設の電力消費に伴うCO ₂ 排出量を実質ゼロ※にします。

※表中の㊦は、本市における重点取組項目を示しています。(次ページ以降同じ)

◆実施目標

項 目	基準年度 (2013年度)	現状 (2023年度)	目標年度 (2030年度)
太陽光発電設備を導入した公共施設数	1施設	5施設 ※1	23施設
太陽光発電設備容量	10 kW	92 kW	4,000kW
市公共施設の電力消費に伴うCO ₂ 排出量	5,896.0 (t-CO ₂)	6,497.8 (t-CO ₂)	実質 0 ※2 (t-CO ₂)

※1：市役所庁舎、消防庁舎、中郷第二小学校、精華小学校、ガラス工房シリカ（のり面）

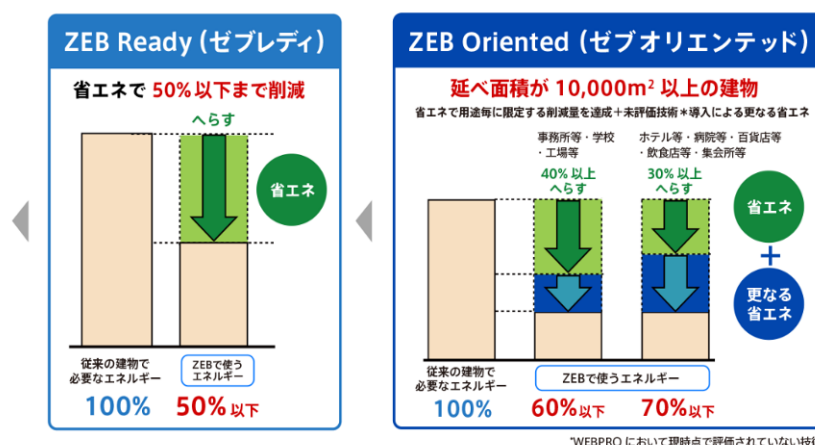
※2：J-クレジット等を活用してのオフセットを含む。

(2) 省エネルギーの推進

庁舎や学校、集会所などの現在保有している施設・設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

また、新たに施設を整備する際や、現在保有している施設等を更新する際には、エネルギー効率の高い設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

項目	内容
施設・設備等の使用方法による省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・業務開始前や昼休みは原則として消灯するほか、業務に支障のない範囲で消灯を徹底します。 ・パソコンやプリンター、コピー機などのOA機器の節電に努めます。 ・LPガス、灯油、重油を使用する設備・機器等は、適切に維持管理し、効率的な運転を実施します。
温度の管理による省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・空調の使用は、夏季は外気温28℃以上、冬季は外気温15℃以下を目安に運用します。 ・冷暖房機器のフィルター清掃等メンテナンスを適正に実施し、冷暖房効率を維持します。 ・ブラインド、カーテンなどを活用し、効率的な室温調整を行います。
施設・設備の整備・更新による省エネ	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後予定する新築事業については、原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指します。 ・既存施設についても、大規模改修等を実施する際は、断熱性能の向上等、省エネ改修を実施します。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備・更新する照明については、原則LED照明等の省エネ型照明機器を導入し、市全体のLED照明の導入割合を2030年度までに60%を目指します。 ・電気設備、機器等の更新の際は、省エネルギー型の導入に努めます。



出典：環境省 ZEB PORTAL (ゼブ・ポータル)

(3) 公用車等

公用車等を更新する際には、積極的に電動車（EV・FCV・HV・PHEV）等を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、既存のガソリン車や軽油車については、利用時にエコドライブを徹底し、燃料使用量の削減に努めます。

また、定期的なノーマイカー通勤の実施を継続します。

項目	内容
電動車等の導入	⑨ ・公用車を更新する際には、代替可能な電動車（EV・FCV・HV・PHEV）がない場合等を除き、原則電動車を導入します。 ・既存車についても計画的な電動車への更新を検討します。
燃料使用量の削減	・車を運転する際には、エコドライブを実践します。 ・適正なタイヤ空気圧、定期的なエンジンオイル交換等、燃料消費量の抑制につながる車両点検・整備を実施します。 ・公用車を利用する際には、できる限り相乗りするなど、燃料使用量の削減に努めます。

◆実施目標（公用車における燃料使用量）（単位：L）

項目	種類	基準年度 (2013年度)	現状 (2023年度)	目標年度 (2030年度)
燃焼使用料の削減	軽油	37,308 (-)	17,291 (▲53.6%)	10,400 (▲72%)
	ガソリン	92,043 (-)	72,327 (▲21.4%)	51,400 (▲44%)

(4) グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」等に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

項目	内容
備品・消耗品類の購入	・備品や用紙類等は、エコマーク商品やグリーン購入法適合商品の購入を進めます。
使用量等の削減	・業務のDX化によるペーパーレスを推進し、用紙類の使用量削減に取り組みます。

(5) 職員の環境保全意識の高揚等その他の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

項目	内容
公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に職員のノーマイカー通勤を実施し、公共交通機関の利用促進、及びマイカー使用による温室効果ガス排出量を削減します。 ※北茨城市はエコ通勤優良事業所に認証・登録し、上記取り組みを推進しています。(2011年登録)
温度管理による省エネ	<ul style="list-style-type: none"> 暑さや寒さをしのぎやすい服装(クールビズやウォームビズ)を推進します。
ワークライフバランス確保と節電	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な定時退庁の実施により、超過勤務を縮減するとともに、夜間の電力消費を抑制します。
ごみ減量化・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別によるリサイクル推進及びごみ減量化によりごみ焼却量を削減し、温室効果ガス排出量を削減します。
職員の省エネ意識・専門知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 職員の省エネ意識の向上及び専門知識の向上による省エネ設備への更新促進等のため、省エネ法に基づく「エネルギー管理講習」の受講を推進します。

◆実施目標

項目	基準年度 (2013年度)	現状 (2023年度)	目標年度 (2030年度)
ノーマイカー通勤による温室効果ガス削減量 ※	5,172.9kg-CO ₂	5,118.6kg-CO ₂	6,000kg-CO ₂
エネルギー管理講習の受講者数	5名/年 (延べ29名)	2名/年 (延べ56名)	3名/年 (延べ80名)

※ ノーマイカー通勤による排出量は年集計

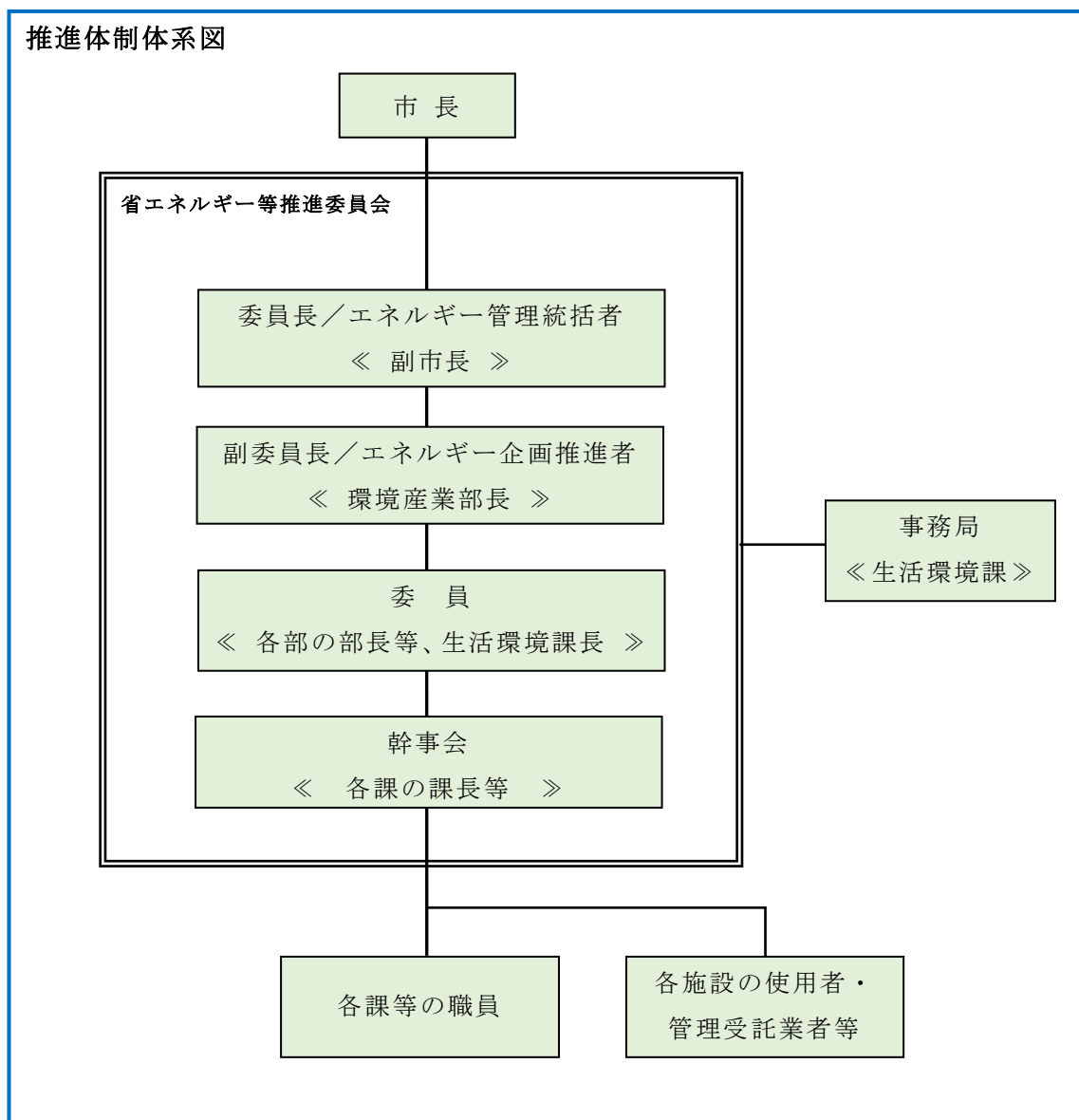
第4章 計画の推進管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

庁内における推進体制は、本計画の実行性確保の観点から関連するすべての課所単位で取りまとめる必要があるため、全体庁議のメンバーの活用を図ります。

また、当市においては、市庁舎等における省エネルギー並びに日常業務の中での環境保全等を推進するため、北茨城市省エネルギー等推進委員会を設置しているため、本計画の点検・調査、進捗状況についての評価及び計画の見直し等については当委員会で行います。

推進体制体系図



各組織等の主な役割

組織・役職	主な役割・責任
市長	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の承認 ・地球温暖化対策実行計画の決定
省エネルギー等推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等公共施設における省エネルギー並びに日常業務の中での環境保全及び環境共生への取組を推進する
委員長／ エネルギー管理統括者※ 《副市長》	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会を代表し、会務を総理する ・事業全体のエネルギー管理、中長期計画の取りまとめ、現場管理に係る企画立案、実務の統制を行う 「事業の実施を統括管理する者」
副委員長／ エネルギー企画推進者※ 《環境産業部長》	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長を補佐し、その職務を代理する。 ・管理統括者を実務面から補佐する
委員 《各部の部長等》	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ等推進委員会所掌事務の推進 エネルギーの使用実態の調査及び問題把握 省エネの可能性調査及び検討 省エネに関する基本方針の検討 市民への環境問題、循環型社会の構築等に係る啓発の推進 環境への負荷の低減及び総合調整
幹事 《各課の課長等》	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の資源エネルギーの節減に関する取組を推進
事務局《生活環境課》	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画の推進に関する調査、検討 ・評価結果の公表
各課等の職員《全職員》	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容の実施
各施設の使用者・管理受託業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市の取組内容を理解し協力する

※当市は、管理する公共施設等による電気・ガス等の年間エネルギー使用量が、原油換算で1,500k1以上のため、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）第7条第1項の「特定事業者」に該当し、「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー企画推進者」の選任が義務付けられている。

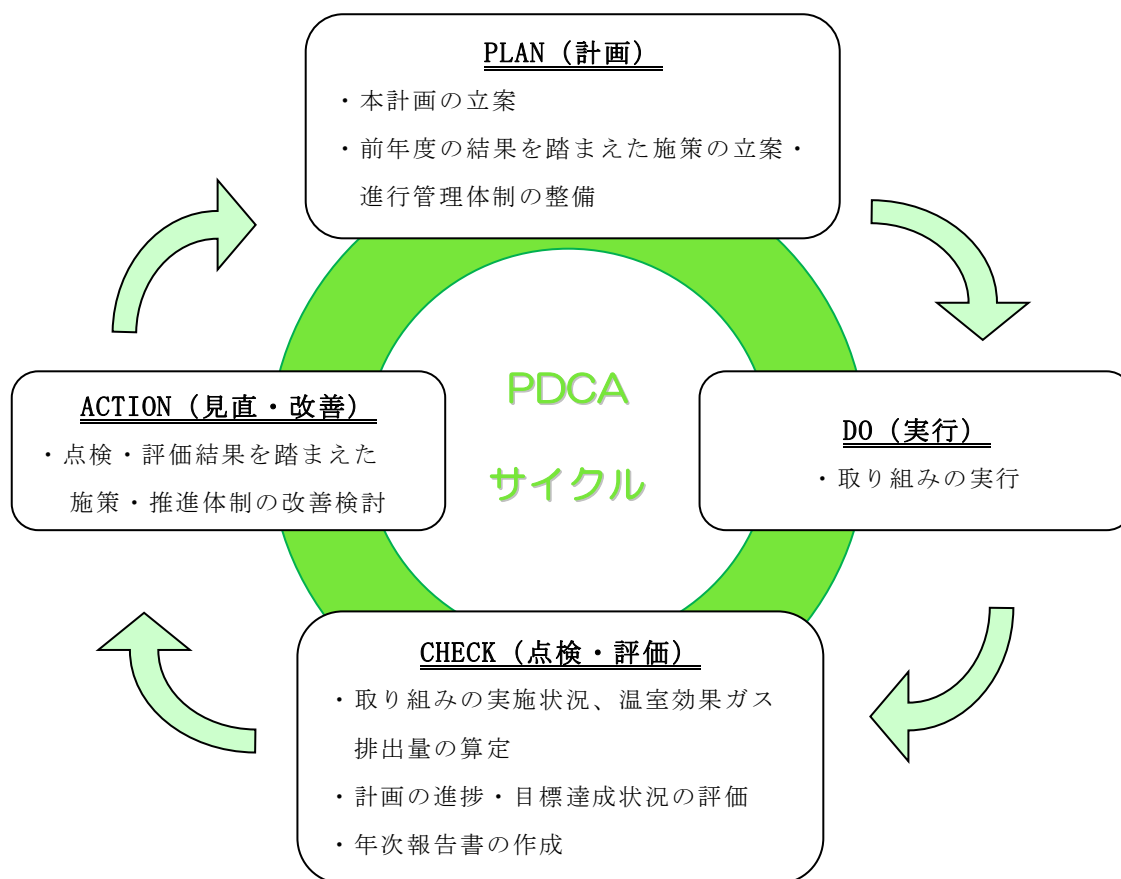
2 点検・評価・見直し体制

本計画の推進のために、計画、実行、点検・評価、見直し・改善の循環の仕組みを管理する必要があります。

取組みにあたっては、すべての事務及び事業において計画的・継続的な環境への負荷の低減を図るため、取組みに関する数値目標や取組み内容を計画し（**PLAN**）、これに基づき環境配慮等の行動を実行し（**DO**）、その結果の点検・評価を行い（**CHECK**）、さらに継続的な改善を図る（**ACTION**）、という環境マネジメントシステムの考え方を導入し、これを推進します。

全体庁議は、個別の目標、取組みの実施、実施状況の点検・調査やその結果等を踏まえた見直しの検討を行います。

また、計画全体の進捗点検・評価・目標設定等については、省エネルギー等推進委員会に年度実績報告を行い検討します。



3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、ホームページなどで公表してまいります。